

取引される業者の皆様へ

STOP!

研究費不正

本学の運営に係る公的研究費は、その原資の大部分が国民の税金で成り立っており、公的研究費を不正に使用することは、大学に対する国民の信頼と期待を大きく損なうものであり、ひいては我が国の学術研究の基盤さえも揺るがしかねません。公的研究費の不正使用に関与することのないよう、ご協力をお願いします。



犯罪

その行為、
即退場!!

公的研究費の不正使用

公的研究費の不正使用は、たとえ、その用途が私的流用ではなかったとしても不正使用に該当します。

【主な不正使用事例】

- 預け金(架空取引):
架空の契約により研究費を取引業者に支払い、管理させる行為
- 品名替:
事実と異なる品名に書き換えた納品書等により、研究費を取引業者に支払う行為
- 預け金(割高操作):
適正な契約価格よりも割高な価格で契約し、その差額を取引業者に管理させる行為
- 預け金(納品物品の持ち帰り):
取引業者に納品物品を持ち帰らせ、その代金を管理させる行為

不正使用に対する処分等

【取引停止】

本学との契約において、架空取引、納品の事実を偽るなどの不正行為を行ったときは、その不正行為の内容等に応じて一定期間(3か月以上24か月以内)取引を停止します。また、特に悪質な不正行為と認められるときは、24か月を超える期間の取引が停止されます。

【法的措置】

不正行為に対しては刑事告訴(詐欺罪、文書偽造罪、など)、民事訴訟を行うなどの法的措置を検討します。

公的研究費の不正使用に係る通報窓口

本学教職員から架空取引や虚偽の書類の作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、「部局事務部」または「監査室」にご相談をお願いします。

[TEL] 06-6879-4071 [FAX] 06-6879-4074
[E-mail] kansatsuuhou@ml.office.osaka-u.ac.jp
[URL] <http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/fuseiboushi/tuho>

[発行] 国立大学法人大阪大学 不正使用防止計画推進室
[TEL] 06-6879-4767 [FAX] 06-6879-4074